子どものための教育・保育給付認定申請等に係るマイナンバーの確認について

マイナンバー制度の施行により、保育所等を利用する際、「教育・保育支給認定申請書兼施設利用申込書」や「子育てのための施設等利用給付認定」の申請書にマイナンバーを記載していただく必要があります。また、手続きの際は窓口において、下記のとおり申請者（本人）または代理人（申請者以外）の本人確認をさせていただきます。

**代理人（申請者以外）が手続きをする場合、「委任状」（この用紙の裏面）に申請者（本人）が記入した上で、必ず持参してください。**

|  |  |
| --- | --- |
| **申請者（本人）が手続きする場合** | **代理人（申請者以外）が手続きする場合** |
| (1) 申請者の個人番号カードがある場合□ 個人番号カード(2) 申請者の個人番号カードがない場合　　次の書類のいずれか１つに本人確認ができる「身元確認書類」を持参のこと。□ 個人番号が記載された住民票の写し□ 個人番号が記載された住民票記載事項証明書 | (1) 申請者の個人番号カードがある場合□ 個人番号カード（写しでも可）(2) 申請者の個人番号カードがない場合　次の書類のいずれか１つに代理人の本人確認ができる「身元確認書類」を持参のこと。□ 個人番号が記載された住民票の写し□ 個人番号が記載された住民票記載事項証明書（写しでも可） |

|  |
| --- |
| **身元確認書類**（ＡまたはＢのいずれか） |
| Ａ | Ｂ |
| 写真つきの場合、次に掲げる書類のうち、いずれか1つ□ 運転免許証□ 運転経歴証明書（交付年月日が平成24年4月1日以降に限定）□ パスポート□ 住民基本台帳カード（写真付き限定）□ 身体障害者手帳□ 在留カード□ 特別永住者証明書□ 写真付き資格証明書（「氏名」及び「生年月日又は住所」が記載されており、提示時において有効なものに限る）（例：船員手帳、海技免状、狩猟・空気銃所持許可証、宅地建物取引主任者証、電気工事士免状、無線従事者免許証、認定電気工事従事者認定証、特種電気工事資格者認定証、耐空検査員の証、航空従事者技能証明書、運航管理者技能検定合格証明書、動力車操縦者運転免許証、教習資格認定証、検定合格証（警備員に関する検定の合格証）等）□ 税理士証票（提示時において有効なものに限る） | 左の書類の提示を原則とし、提示が困難な場合は、つぎに掲げる書類（「氏名」及び「生年月日又は住所」が記載されているものに限る）のうち、いずれか2つ□ 医療保険の被保険者証、介護保険の被保険者証、国家公務員共済組合又は地方公務員共済組合の組合員証、私立学校教職員共済制度の加入者証（いずれも表面及び裏面）□ 国民年金手帳□ 国税、地方税、社会保険料、公共料金の領収書□ 納税証明書□ 印鑑登録証明書、戸籍の附票（謄本又は抄本）、住民票の写し、住民票記載事項証明書（いずれも提示時において発行された日から6か月以内のものに限る）□ 母子健康手帳（発給された日から6か月以内のものに限る） |

**委任状**

（提出先）

大船渡市長　　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　令和　　　年　　　月　　　日

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（委任状の記入日）

（申請者）

|  |  |
| --- | --- |
| 住民票の住所 |  |
| 氏名 |  |
| 生年月日 | 大正　昭和　平成　　　　　年　　　　　月　　　　　　日 |

私は、次の者

|  |  |
| --- | --- |
| 代理人の住所 |  |
| 代理人の氏名 |  |
| 申請者との関係 | 夫　　　妻　　　子　　　父　　　母　　　その他（　　　　　　　） |

を代理人と定め、支給認定申請書兼施設利用申込書の提出に関する権限を委任します（申込書に記載した個人番号の提供を含みます）。